

大阪府強靱化地域計画【概要版】

計画策定の考え方

- 平成 25 年 12 月 「国土強靱化基本法」 公布・施行
→ 地方公共団体は国土強靱化地域計画を定めることができる（基本法第 13 条）
 - 平成 26 年 6 月 「国土強靱化基本計画」 閣議決定
- ↓
- ▶ 大都市として大阪が有する多様な機能が、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も、地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し、成長を持続することができるだけの「しなやかさ」を併せ持った地域・社会づくりを進める。
 - ▶ 日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市を目指す「大阪の成長戦略」を踏まえ、府の内外から信頼される安全・安心の確保に努める。
- ※ 国の財政的支援についての考え方
「地域計画に基づき実施される取組に対し、交付金・補助金等の交付の判断にあたって、一定程度配慮」（平成 28 年 1 月 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において決定）

基本的な考え方

【計画の目的】

「起きてはならない最悪の事態」43 ケースを想定し、これらの事態を回避し、より適切に対応するため、既存の施策を総点検し、漏れがないよう体系的に整理したうえで取組を推進

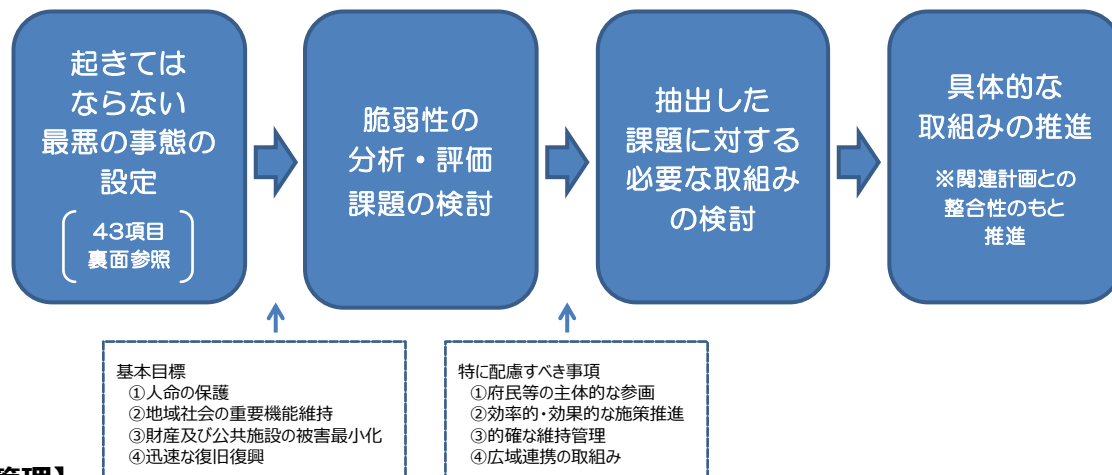
【対象とする災害（リスク）】

大規模自然災害：地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）

【計画の期間】

平成 36(2024)年度までを見据えて策定。
今後の社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を踏まえ、概ね 5 年後に見直す。

【計画のイメージ】



【進捗管理】

- ▶ 本計画の進捗管理は、それぞれの個別施策が関連づけられる計画等を踏まえて実施する。
- ▶ 毎年、各関連計画における進捗状況を集約し、概括的な評価を行う。

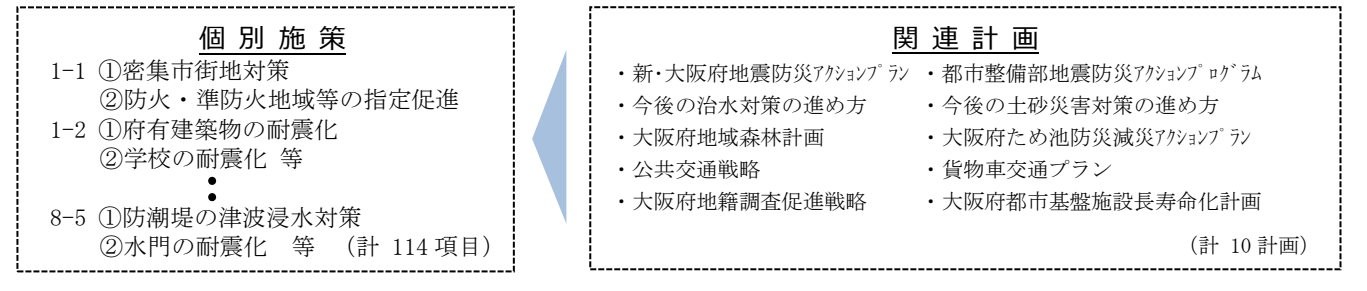
脆弱性評価に基づく取組みの推進

脆弱性評価

- ◆ 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための課題を検討
 - 1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・・・ ⇒ 密集市街地対策 等 18 項目
 - 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災・・・ ⇒ 府有建築物、学校の耐震化 等 7 項目
 - 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生・・・ ⇒ 防潮堤の津波浸水対策 等 12 項目
 - 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる・・・ ⇒ 水門の耐震化 等 10 項目（計 219 項目 一部重複有り）

必要な取組みの検討

- ◆ 「起きてはならない最悪の事態」ごとに抽出した課題に対し必要となる取組みを総点検
- ◆ 関連計画を基に必要な個別施策を検討（取組内容・現状・目標等）
- ◆ 取組みに漏れがないよう部局間調整を実施



具体的な取組みの推進

- ◆ 「起きてはならない最悪の事態」ごとに具体的な取組みを整理
 - ◆ 関連計画に基づき個別施策を推進
 - ◆ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの進捗管理を実施
- 【記載例】 起きてはならない最悪の事態「1-3 大規模津波等による多数の死者の発生」

課題（脆弱性評価結果）

1-3① 南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、防潮堤の液状化対策が必要である。

個別施策

取組	目標		
	現状	平成 27～29 年度	平成 30～36 年度
		○対策完了防潮堤 5.7km (H26年度末) / 57.4km	○H26 年度からの 3 年間で、要対策延長(府管理分約 57km)のうち、第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤(約 9km)」の対策を完了。 ・0km(H26)⇒9km(H28)
関連計画	新・大阪府地震防災アクションプラン 1		

「起きてはならない最悪の事態」とそれらを回避するための具体的な取組み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		必要な取組み（起きてはならない最悪の事態を回避するための課題）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	密集市街地対策、防火地域等の指定促進、消防用水の確保等	計 18 項目
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	府有建築物、学校、病院・社会福祉施設の耐震化等	計 7 項目
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	防潮堤の津波浸水対策、水門の耐震化、水門機能の高度化等	計 12 項目
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	長期湛水の早期解消、治水対策、施設の老朽化対策等	計 4 項目
		1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態	治水対策、土砂災害対策等、山地災害対策	計 8 項目
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	津波防災情報システムの整備・運用、防災情報の収集・伝達等	計 20 項目
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止	医薬品、医療用資器材の供給、広域緊急交通路等の通行機能の確保等	計 8 項目
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	広域緊急交通路等の通行機能の確保、迅速な道路啓開、迅速な航路啓開等	計 4 項目
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	水防団組織・消防団の活動強化、救急救命士の育成・能力向上等	計 9 項目
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	迅速な道路啓開、迅速な航路啓開、災害拠点病院の燃料等の確保	計 3 項目
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	帰宅困難者対策	計 1 項目
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	病院・社会福祉施設の耐震化、医薬品、医療用資器材の供給等	計 5 項目
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災地域の食品衛生監視活動、被災地域の感染症予防等の防疫活動等	計 7 項目
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	警察施設の耐震化	計 1 項目
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	広域緊急交通路等の通行機能の確保	計 1 項目
		3-3	府庁機能の機能不全	防災情報の収集・伝達、メディアとの連携強化、府庁 BCP の改訂と運用等	計 10 項目
		3-4	行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行	計 1 項目
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	防災情報の収集・伝達、河川の防災テレメータの整備	計 2 項目
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	メディアとの連携強化、災害時の府民への広報対策	計 2 項目
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	中小企業の事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）等	計 5 項目
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	石油コンビナート防災対策、ライフラインの確保等	計 3 項目
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	石油コンビナート防災対策	計 1 項目
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	迅速な航路啓開、広域緊急交通路等の通行機能の確保	計 2 項目
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	広域幹線道路ネットワークの整備、広域的な高速鉄道ネットワークの実現等	計 6 項目
		5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	発災後の緊急時における財務処理体制の確保	計 1 項目
		5-7	食料等の安定供給の停滞	被災農地等の早期復旧支援、食料の安定供給	計 2 項目
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止	石油コンビナート防災対策、ライフラインの確保、迅速な航路啓開	計 3 項目
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道の早期復旧及び飲用水の確保、井戸水等による生活用水の確保	計 2 項目
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理等	計 5 項目
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	広域緊急交通路等の通行機能の確保、鉄道施設の防災対策、迅速な道路啓開等	計 5 項目
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	代替水源の確保	計 1 項目
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	密集市街地対策、後方支援活動拠点と広域避難場所等の確保・充実等	計 4 項目
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	石油コンビナート防災対策、防潮堤の津波浸水対策、水門の耐震化等	計 5 項目
		7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	広域緊急交通路等の通行機能の確保、迅速な道路啓開	計 2 項目
		7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の防災・減災対策、施設の老朽化対策、下水道施設の耐震化等	計 4 項目
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出	石油コンビナート防災対策、管理化学物質の適正管理、有害物質の拡散防止等	計 4 項目
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	山地災害対策	計 1 項目
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	正しい情報発信	計 1 項目
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適正処理	計 1 項目
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	府庁 BCP の改定と運用、震災後の復興都市づくり等	計 4 項目
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	避難所の確保と運営体制の確立、発災時における地域の安全の確保等	計 15 項目
		8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	迅速な道路啓開、迅速な航路啓開、地籍調査の推進等	計 9 項目
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	防潮堤の津波浸水対策、水門の耐震化、水防団組織の活動強化等	計 10 項目

計 43 ケース

計 219 項目（個別施策数 114 項目）